

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

整理番号	70	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	70)			提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

特定個人情報の取扱範囲や対象者が限定的である事務について、庁内ネットワークのような閉鎖的な領域で取り扱う場合の具体的な技術的対策を示すこと

提案団体

宮城県、岩手県、仙台市、多賀城市、秋田県、広島県、宮城県後期高齢者医療広域連合

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的な内容

児童手当を始めとした自治体内部で完結する職員などの個人番号利用事務については、通常の番号利用事務とは区別し、個人番号利用や事務処理が、より効率的に実施できるよう、特定個人情報の取扱範囲や対象者が限定的である事務について、庁内ネットワークのような閉鎖的な領域で取り扱う場合の具体的な技術的対策を地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに示すことを求める。

具体的な支障事例

現在、職員の児童手当に関する申請については、マイナンバーを記載した紙媒体の申請書を集約事務担当所属あて持参しており、手交が難しい地方機関の職員からは、特定記録郵便等により提出されている状況にある。当該申請数は、年間 200 件ほどあり、1 件につき家族分の特定個人情報を収集している。収集した特定個人情報は、家族分を含めてシステムへ手入力するため、事務負担となっているほか、入力誤りのリスクを抱えている。また、半数ほどが郵送での提出となっており、事務処理に時間を要するなど、非効率な状況が生まれている。

こうした支障を解決するため、職員からの児童手当に係る申請をオンライン化するために、当県セキュリティポリシーで特定個人情報の取扱範囲や対象者が限定的である事務における特定個人情報の取扱いについて、独自にセキュリティポリシーの見直しを検討しているが、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の ii-19、iii-36 では、上記のような取扱いについて、特段の規定がないため、対象や取扱い範囲が限定的な番号利用事務について通常の番号利用事務とは別に具体的な技術的対策を示すこと、例えば、対象や取扱い範囲を示すとともにネットワークまたはグループウェアに対し、どの程度の水準のセキュリティ対策ツールの導入等を行えばよいかを求めるもの。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

従来は個人番号を記入した児童手当関係の申請書を郵送や持参により提出していたが、オンライン申請による提出が可能になり、業務の効率化につながる。

根拠法令等

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和5年3月版)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、熊本市、山鹿市、鹿児島市

—

各府省からの第1次回答

本ガイドラインで記述した構成や例文は、参考として示したものであり、各地方公共団体が独自の構成、表現により、情報セキュリティポリシーを定めることや、策定した情報セキュリティポリシーに基づき、独自のセキュリティ対策を行うことを妨げるものではない。他方で、ガイドラインで規定されていない部分は特段の助言を行っていないものであるため、各団体が、個別のネットワーク環境を鑑みて、各団体の裁量で対応可能であるところ、ガイドラインで具体的に規定してしまうと、実際のネットワーク状況を踏まえられない形で助言を行ってしまうリスクがある。

なお、具体的な支障事例に挙げられている事例については、庶務事務システムで申請受付を行い、人給庶務システムで支払いを行うことにより既にオンライン処理をしているケースもあると承知している。両者ともに、ガイドライン上は、LGWAN 接続系の領域での扱いを想定しており、既にガイドラインに沿った形で実現可能であると考えている。これに伴うセキュリティ対策についてはガイドライン第3編第2章 3.(2)を参照いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案の趣旨は、組織内だけで完結する事務において、MN 接続系 NW 以外の NW での MN の取扱いを行う場合の基準をお示しいただきたいというものである。

MN 接続系 NW がインターネットに接続されておらず、オンラインによる申請受付をすることができないことが課題であり、組織内で完結することを条件に、インターネット接続系の中でも庁内 NW のような閉鎖的な領域で MN を取扱えるようにすることができないか、規程等に反しない方法を検討している。

なお、LGWAN 接続系も同様にインターネットに接続されておらず、特定サーバを使用した場合は時間的・費用的なコストが大きいと、庁内 NW でのやり取りが最適と考えており、また、当県が利用する庶務事務システムでは申請受付を行うサービス、オプションはないため、ご提示いただいた手法は不可能である。

支障事例に児童手当をあげているが、年末調整事務についても MN をインターネット接続系で取扱えないかとの声があり、今後、オンライン化に伴う MN の取扱いが事務の効率化の支障となる場面が見込まれる。

令和6年5月31日のデジタル庁記者会見等において、三層分離に代わるセキュリティ対策の検討について触れられているが、当面は三層分離によるセキュリティ対策を取らざるを得ないと思料する。

原則では三層分離であることから、組織内だけで完結する事務においては、MN をインターネット接続系での取扱いが可能であることを提示していただきたい。また、ガイドラインにおいてインターネット接続系で MN を取扱う際の技術的対策または最低限守るべきルール等をお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

また、現行制度の枠組み内でも支障事例に対応している事例等がある場合には、十分な周知を行うべきである。

各府省からの第2次回答

MN がマイナンバーということであれば、職員のマイナンバーに係る事務処理(いわゆる人給庶務システム)に該当する業務については、現行ガイドラインでは LGWAN 接続系ネットワークでの利用を想定しています。そのため、庁内からの閉域のネットワーク環境下での電子申請は現行ガイドライン上でも可能です。

また、各地方公共団体が自団体の職員のマイナンバーを、自身のインターネット接続系において取り扱うことは可能です。具体的には、セキュリティポリシーガイドラインにおいて、インターネット接続系に職員の情報等重要な情報資産等を配置することを前提としたセキュリティ対策(β'モデルとして定義された対策)を行い、情報の取扱いに十分留意し、アクセス制御等のセキュリティ対策を適正に実施した上で可能である旨を規定しています。(第3編 3.情報システム全体の強靱性の向上(3)インターネット接続系(注11)参照)

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年12月24日閣議決定)記載内容

—